

浦 行 審 第 1 6 号

平成30年10月30日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

浦安市行政不服審査会

会長 下 井 康 史

審査請求に係る諮問について（答申）

平成30年8月22日付け浦収第217号による下記の諮問（平成30年度諮問第2号）について、別紙のとおり答申します。

記

審査請求人が平成29年8月18日付けで提起した、処分庁浦安市長による市税に係る延滞金減免申請却下決定処分に対する審査請求についての諮問

別 紙

諮問番号：平成30年度諮問第2号

答申番号：平成30年度答申第2号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

平成29年8月18日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、  
棄却すべきである。

### 第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成10年6月8日時点で、平成6年度第4期市県民税及び平成7年度第1期から第4期までの市県民税について、次のとおり計3,135,800円（以下「本件納税額」という。）を滞納していた。

区 分	滞納額	納期限
平成6年度第4期	1,909,600円	平成7年1月31日
平成7年度第1期	293,200円	平成7年6月30日
平成7年度第2期	311,000円	平成7年8月31日
平成7年度第3期	311,000円	平成7年10月31日
平成7年度第4期	311,000円	平成8年1月31日
合 計	3,135,800円	

- 2 審査請求人は、本件納税額について、平成10年6月16日から平成29年5月23日まで不定期に計170回に分けて、各回2,000円から10,000円までの範囲の額を納付した。さらに審査請求人は、同年6月7日に507,800円を、同年7月4日に1,490,000円をそれぞれ納付し、本件納税額について完済した。その結果、本件納税額に対する延滞金額は8,720,900円とされ、同日審査請求人は延滞金について10,000円を納付し、残額は8,710,900円（以下「本件延滞金額」という。）とされた。
- 3 平成29年7月19日、審査請求人は本件延滞金額について、減免申請書を提出した。

- 4 平成29年7月31日、処分庁は上記減免申請について却下処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 5 平成29年8月18日、審査請求人は、浦安市長に対して、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は、平成10年6月に分割納付を開始する際に、当時の収税担当課職員から「〇〇さんについて延滞金を免除する」と担当課長が言明している旨（以下「本件発言」という。）を聞かされた。

処分庁から送付されてきた督促の際の滞納明細などにも、延滞金の欄が空欄であったり（平成10年6月8日現在の滞納金額と題した書面。以下「本件書面」という。）、「法律による金額要」とのゴム印が押されているだけのもの（平成20年9月10日作成の滞納明細書と題した書面）があったりと、延滞金が課されるとは認識困難なものであった。

延滞金の免除を言明していた市に対して、こつこつと本税の納付に傾注してきたことから、今から延滞金の支払を求められることは道義的にも納得がいかない。

- (2) 延滞金制度については、よく理解しておらず、督促等の市からの通知の際に、その時点での延滞金額が示されていれば、これほどまでに高額な延滞金にはなっていなかった。
- (3) 市税未納に係る延滞金については、納期限に未納の事実があれば当然成立し、同時に確定するものであるが、その基礎をなす本税とは別個独立のものであると考えられている。この考え方に立って、仮に延滞金が賦課されることとなっても、延滞金の算定において、古い本税の滞納分は日々時効を迎えていると解釈できる。

その点から、少なくとも、差押えに係る平成29年5月24日の時点で既に発生から5年を経過している延滞金については、その徴収権が時効により消滅していると考えられる。したがって、市ではこの時効分を差し引いた額で延滞金額の認識をすべきである。

## 2 処分庁の主張

- (1) 本件が浦安市税条例施行規則第6条各号に定める延滞金減免の事由に該当するかどうか確認をしたが、同条第1号から第3号までに該当する事由があったとは認められず、また、同条第4号のやむを得ない事由がある場合であるが、この点について立証できる資料が提出されておらず、該当しないと考える。
- (2) 審査請求人は、本件発言を受け、また、本件書面において延滞金額欄が非表示であった、あるいは、延滞金額が記載されていなかったと主張するが、延滞金の免除については、市として書面による申請主義をとっており、平成10年当時にこの申請書が出された形跡もなく、従って免除決定した事実もない。
- (3) また、関連する滞納関係の事実を示す書面に、延滞金額が入っていなかった、あるいは、法律による金額を要するという表記のみであったとしても、そもそもの納税通知書や納付書に納期を過ぎると滞納額に対して期間に応じ延滞金が発生することを明記しており、分納中の各種通知書面の延滞金額の欄が非表示等であったとしても、それをもって延滞金額を免除するものではない。
- (4) 審査請求人が、追加的に市税延滞金の消滅時効の解釈及び延滞金額計算についての疑義を述べている点については、次のとおり判断している。

### ア 延滞金の消滅時効について

債務の一部弁済は、債務の承認として債務の全部について時効が中断する（大審院大正8年12月26日判決・民録25輯2429頁）。

さらに地方税法第18条の2第5項により、本税についての時効が中断したときは、その中断部分の延滞金についても同時に時効が中断されるものとしている。

審査請求人は、平成6年度・7年度の滞納分について分割納付で払う旨、分納申請により債務承認しており、以降、約20年間にわたり定期的に納めてきたものであり、その納付のつど、延滞金の消滅時効は中断している。

### イ 延滞金の計算

- 延滞金の計算については、審査請求人が主張するように、本税の一部納付があった場合、その納付日以後の延滞金は、当該一部納付額を控除した額により算定する点においては同じ見解であるが、この前提で、市側の算定した延滞金額が過大であるということはない。
- (5) 以上の検証により、処分庁としては、本件減免申請の却下は妥当な判断であると認識している。

#### 第4 審理員意見書の要旨

##### 1 本件に係る法令等の規定について

浦安市税に関する関係規定は、次のとおりとなっている。

##### (1) 市税の減免規定について

<浦安市税条例第51条>

市税を減免できる者は次のとおりとする。

- i 生活保護法の規定による保護を受けるもの
- ii 当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められるもの
- iii 学生及び生徒
- iv 前各号に掲げるもののほか、特別の事由がある者

##### (2) 市税の滞納に伴う延滞金について

<浦安市税条例第19条>

納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付しなければならない。(中略)

##### (3) 延滞金の減免について

<浦安市税条例施行規則第6条>

- i 災害を受けた場合で、納税することができない事情があると認められるとき。
- ii 貧困により公私の扶助を受けているとき。

iii 納税通知書の送達の実を全く知ることのできない正当な事由がある場合で、納税通知書の送達先において、納税に関する事項を処理すべき者がないとき。

iv 前3号によるもののほか、特にやむをえない事由があると認められるとき。

(4) 市税及びその延滞金の時効の中断について

〈地方税法第18条の2第5項(時効の中断及び停止)〉

第18条の2 地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間を経過した時から更に進行する。

(中略)

5 地方税についての地方税の徴収権の時効が中断し、又は当該地方税が納付され、若しくは納入されたときは、その中断し、又は納付され、若しくは納入された部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権につき、その時効が中断する。

2 審理員の意見

本件においては、平成10年6月、当時の収税担当職員から本件発言を伝えられたとする点、そして、本件処分が妥当であったかを主要な争点と捉え、審査請求人側、処分庁側、双方の主張を踏まえたうえで、次のとおり判断する。

(1) 延滞金を免除するとした職員の発言について

審査請求人の主張する、平成10年6月に収税担当職員から伝えられたとされる内容については、まず市側の滞納者との交渉記録に残されておらず、また、審査請求人側においても、本件発言が電話によるものであったとのことから、客観的に立証する根拠が存在していないのが実情である。

このため、審理員としては、審査請求人が主張する本件発言があったかどうか判断ができないものである。

さらに、延滞金の減額や免除を求めるという意思表示は、一般的に、納税者側の事情によって納税者側から申し出があるべきところ、審査請

求人からの延滞金免除の申立ての事実があったわけでもなく、市からいわば自発的にそのような発言を行う道理を見出すことができない。

しかしながら、仮に、何等かの事情から意図をもって市側から延滞金を免除するという旨を請求者へ伝えたとしても、一般的な行政事務においては、特に延滞金減免申請など金銭に係る事項についての納税者からの正式な申請と、それに対する市の審査を経て、書面による決定の通知がなされてはじめて、減免の効力が生じる。

よって、少なくとも、市に対して、浦安市税条例施行規則に則り所定の申請様式に基づく正式な免除申請を提出していない点、また、市側も受け取った事実は見当たらないという点において、客観的見地から、市税延滞金の減免申請の正式な手続きを経ていない点は決定的であり、仮に、市の職員から延滞金を免除する旨の発言があったとしても、延滞金の減免（免除）処分が成立していたと考えることは困難である。

## (2) 市税延滞金の減免申請の却下について

次に、審査請求人が本税納付を完了した平成29年7月19日に申請した、延滞金の減免申請に対し却下の判断を行った行政処分について考察する。

市税延滞金の減免についての判断基準は、前記のとおり、浦安市税条例施行規則第6条第1号から第4号までに規定されており、このうち、第1号、災害を受けて市税が納付できない場合、第2号、貧困により、公私の扶助を受けている場合、及び第3号、「納税通知書の到達を知ることのできない場合」については、いずれも災害による被害を受けて納税することができない事実が示されていないこと、また、これまでの分納をしてきた状況、あるいは資産保有の状況などから、該当する事実がないことは明らかと考えられる。

したがって、以下、審査請求人の事情につき、主として同条第4号「その他特にやむを得ない事由があると認められるとき」に該当するかを焦点を絞り検討する。

ア 審査請求人の主張する、平成10年6月に収税担当職員から市税延滞金を免除する旨の通告があったとする点が、本号に該当するかどうか

かである。

「特にやむを得ない場合」とはどのような状況を指すのか、具体的な判断基準は示されていないものの、処分庁によれば、たとえば、生計を同一にする親族の疾病等のために多額の出費、あるいは、納税者の失業や倒産等によりその年の所得が著しく減少し、生活が著しく困難になったと認められるときなどが想定されるとのことである。

イ このようなことから、同号は、生活扶助を受けると同程度の著しく生活困窮をきたしている特別な事情を想定しており、またその事実を客観的に証明できることが必要である。

さらに、提出されている資料からは、市が延滞金を免除すると口頭通告したとされる事実を認定できず、仮に通告があったとしても、こうした浦安市税条例施行規則に定められた延滞金減免規定の趣旨を踏まえると、同号に該当するとみなすことは難しいと判断する。

### (3) 延滞金の消滅時効について

審査請求人は、追加提出された反論書において、延滞金の一部が時効を迎えているとの主張している。

地方税法第18条の2第5項によれば、地方税本税の時効が中断したときは、その中断した部分の地方税にかかわる延滞金についても、連動して同時に時効が中断するものとされている。

また、地方税の時効は原則として民法の規定が準用される（地方税法第18条第3項）ことから、分納による債務の一部弁済は、債務の承認とみなされ、債務の全部について時効が中断するものとされている。

延滞金の計算においても、今回のように分納方式により納付が進められた場合、本税完納後にはじめて算定されることからみても、本税の完納と延滞金の算定は一体不可分の関係にあることは明白で、本税の完納前に延滞金の一部が全体から分離されて時効を迎えるとは考えられず、したがって、算定された延滞金の額が過大であるということはない。

### (4) 結論

以上のことから、本件市税処分について審査請求人の主張する事情は、

浦安市税条例施行規則第6条各号に定める延滞金の減免規定に該当する事実には該当せず、処分庁の延滞金減免申請却下の判断は正当なものであったと考える。したがって、本件処分に何ら違法及び不当な点はなく、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

### 3 付言

#### (1) 本税の分割納付について

審査請求人が平成10年当時行った分納申請の際に、分納対応は原則1年以内とするところ、相手側の事情をある程度汲んだとしても、市側も最終納期を明確に設定せず、あわせて、本税滞納額310万円余りに比して月々極めて少額の納付による長期分納を事実上容認した。

こうした、やや厳格さを欠いたと思われる当時の市側の対応も、今回の延滞金に関する認識の違いをもたらす遠因となった可能性があり、長期分納になればなるほど延滞金が累積していくことが想定され、後々大きな問題となると予見することができたのではないかと考える。

また、延滞金に関しては、通常では考えにくい、市側から一方的な免除の通告があり、それを有効なものとして認識したとする審査請求人側の主張には無理があると考えますが、このような認識の違いを察知した時点で、市側は、仮に口頭でのやりとりがあったとしても、そのことのみをもってしては、延滞金免除は成立しないことをより明確かつ一貫して示すと同時に、より早期の完納を改めて働きかける必要があったと考える。

もっとも、市側も納付が長期化することを回避するため、月々の納付額を増額するよう指導を行った痕跡が窺え、最終的には毎月1万円の納付に至っているが、結果的に20年間の長期納付となったことと、本件の場合、近年の差押え処分を通じて急速に完納に至っていることなどを鑑みると、債権のより早期確実な回収及び870万円余りに上る延滞金の増大を回避できる余地はあったとみられ、債権回収対策の観点から、その対応には一考の余地があったといえる。

#### (2) 延滞金の情報について

重ねて、今回の事案では、市から延滞金を免除するという趣旨の連絡

があったとする点が、審査請求人の主たる論点となっている。

前述のとおり、この発言が実際にあったかどうかは証明するものがなく、判断することができないが、その後審査請求人に送付された初期の頃の滞納関係の書類中には、延滞金の欄に全く記載がないものがあり、あるいは経年における表示方法が異なっていた点は、審査請求人が自己に有利に解釈する余地を残した側面があり、この点、当時の収税担当課の事務処理として適切であったか疑問が残る。

なお、当時は手計算で日々の滞納残額に対して延滞金額を算定しなければならなかったこともあり、個々の滞納者に督促の都度、その時点での延滞金額を記載することが実質的には困難であったこと、また、本税を完納してはじめて延滞金額が確定するため、途中経過の延滞金額を明示することが、確定額と誤認させるおそれを懸念したものだったかもしれない。

いずれにせよ、現在、延滞金の徴収については、市税の納税通知書などにその条件や算定基準が示されている。処分庁側の告示義務としては、これを明示することで足りると解されるものの、現実的にみれば、督促のつどその時点での延滞金額を示し、また、その実額をみながら延滞金の指導・相談を積極的に行うことができれば、仮に、口頭での延滞金免除の言及があったとしても、それは無効であることを確認することができ、また、分割納付をしている場合にはそのペースを早める等、返済方法の見直しも期待できる。

処分庁によれば、平成25年度の滞納管理システムの更新に伴って、これまで職員による非常に煩雑な手計算で行っていた延滞金額の時点算定が容易にできるようになったとのことだが、今後も可能な限り滞納に附帯するこうした警告情報も逐次併記し、滞納者に滞納に関する情報を適時に明示することで、結果的に少しでも滞納及び滞納額の圧縮・縮小につながることを期待するものである。

## 第5 調査審議の経過

平成30年8月22日 審査庁からの諮問

同年 9 月 5 日 審査請求人から追加主張書面の提出

同年 9 月 13 日 第 1 回審議

## 第 6 審査庁の考え

- 1 本件審査請求は棄却すべきである。
- 2 理由は、審理員意見書に同じ。

## 第 7 審査会の判断の理由

### 1 前提

本件審査請求において審査請求人は、浦安市長に対して市税の延滞金の減免を求めているところ、これは、浦安市に対して「権利を放棄する」ことを求めるものであるが、地方公共団体が権利を放棄するためには法律若しくは政令又は条例に特別の定めがある場合を除き、議会による議決が必要である（地方自治法第96条第1項第10号）。

そして浦安市における本件延滞金の減免について定める法律・政令・条例の定めとしては、地方税法第326条第4項のみが存在する。

＜地方税法第326条第4項＞

市町村長は、納税者又は特別徴収義務者が第1項の納期限までに税金を納付しなかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、同項の延滞金額を減免することができる。

また、市税の延滞金の減免をすることができる場合の規定として浦安市税条例施行規則第6条（第4の1(3)参照）が存在するところ、上記地方自治法第96条第1項第10号の定めを照らせば、規則に過ぎない浦安市税条例施行規則第6条のみをもって独立した延滞金減免の根拠とすることはできないものの、同条の規定は、地方税法第326条第4項を解釈運用するに当たっての審査基準としての性質を有するものといえることから、地方税法第326条第4項の「やむを得ない理由」の存否は、浦安市税条例施行規則第6条各号が定める事由に該当するか否かで判断することになる。

そして地方税法第326条第4項は、納税者（本件でいえば審査請求人）

が納期限（本件でいえば平成6年度第4期及び平成7年度第1期から第4期までの各納期限）までに本税を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認められる場合に延滞金の減免を認めているのであるから、本件についても、審査請求人の主張する各事情から、当該各納期限当時に本税を納付できないやむを得ない理由があったか否かという観点から検討されるべきこととなり、そしてこのことは、浦安市税条例施行規則第6条各号該当性の判断においても同様である。

## 2 審査請求人の主張について

### (1) 納期限当時の事情との関連性

審査請求人は、平成10年6月初旬頃に、市の職員から本件発言があったこと、さらに、同年6月8日に本件書面において、延滞金額欄に何の記載もなかったことは、延滞金を免除するという市の公式見解を示したものであり、その後約20年間にわたって、市を信頼し、その指示に従って分割納付を納め続け、最終的に生命保険の解約金や年金担保の借入れをして完済したことは、地方税法第326条第4項の「やむを得ない理由があると認める場合」に該当し、延滞金の納付義務を免除されるものと主張している。

しかしながら、上記「1 前提」で確認したとおり、延滞金の減免事由に当たるか否かは、各納期限当時に本税を納付できなかった合理的な事情があったといえるか否かという観点から判断されるべきである。

そして、審査請求書、反論書及び追加反論書における審査請求人の主張は、一貫して平成10年6月以降の事情に係るものであるところ、これら各事情と各納期限当時ににおいて本税を納付できなかったこととの関連性について具体的な主張はされていない。

むしろ、審査請求人が各納期限までに本税を納付できなかったのは、審査請求人が退職に当たって特別徴収から普通徴収への切替えの手続を失念していたためであることは、審査請求人自身も認めるところである。そのうえ、当時の審査請求人の経済状況に鑑みれば、速やかに未納本税を支払うことのできる意思と能力があったことは、審査請求人自身も認めている。

したがって、審査請求人の主張からは、審査請求人が納期限までに本税を納付しなかったことについて、地方税法第326条第4項の「やむを得ない理由があると認める場合」に該当する事情があると認めることはできない。

## (2) 職権による減免の有無

仮に職権による延滞金の減免決定が口頭により行われたのであれば、延滞金債務はその時点で消滅したことになる、その後における延滞金の減免の申請に対して却下決定をしたことは違法なものとなりうる。そこで、市の職員による発言や延滞金欄に何の記載もない書面によって、職権による減免決定が行われたか否かを検討する。

### ア 本件発言について

審査請求人は、本件発言があったと主張するが、この点を裏付ける証拠は提出されていない。

また、当審査会において調査したところ、平成9年9月から随時記録がされている「経過記録書」には、本件発言に関する記載はされていない。

以上に加えて、滞納者から具体的な事情を聴取しない内に、市側から一方的に、かつ、口頭で延滞金の減免決定をすることは通常考えられないことをも勘案すれば、本件発言があったという事実を認定することはできない。

### イ 本件書面の延滞金欄に何の記載もないことについて

審査請求人によれば、延滞金欄に何の記載もない本件書面は、滞納解消に向けた協議の中で市側から示されたものであるところ、本件書面における法定納期限等の欄も空欄であることからすれば、本件書面が審査請求人に示されたのは、滞納額を明らかにする点に主眼があり、したがって、それ以外の点は表示を省いたものと解すべきであるから、延滞金欄が空欄であることの一事をもって延滞金の減免を確認的に表示したと認めることまではできない。

したがって、延滞金欄に何の記載もない本件書面が示されたことをもって、職権による延滞金の減免決定がされたとの事実を認定す

ることはできない。

ウ 以上に照らせば、職権による減免決定が行われたとの事実を認めることはできない。

(3) 延滞金に関する説明の欠落

審査請求人は、減免申請をしたにもかかわらず、このことについて収税課職員から何の打ち合わせや話合いもなく、申請の却下処分をしたことは、違法・不当事由に当たると主張している。

しかしながら、減免申請については、申請書に記載されている事由や、申請時まで市側が把握している諸事情に基づいて、地方税法第326条第4項及び浦安市税条例施行規則第6条に照らして減免事由に該当するか否かを審査し、当該申請の諾否を決定することで足りるのであって、申請者と協議することが法令上求められているわけではない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

(4) 浦安市税条例施行規則第6条第3号等該当性

審査請求人は、平成20年9月10日作成の滞納明細書と題した書面や平成28年5月9日付けの未納市税等内訳書と題した書面は、納税通知書とはいえ、浦安市税条例施行規則第6条第3号又はこれに準じて同条第4号に該当すると主張している。

しかしながら、そもそも延滞金は、本税の納税通知受領と納期経過をもって当然に発生するものであるところ、本件においては、審査請求人は、本税の納税通知の受領について争っておらず、かつ、納期も経過していることから、浦安市税条例施行規則第6条第3号又は同条第4号に該当するとはいえない。

(5) 時効中断について

審査請求人は、本税に対する時効中断事由があったとしても延滞金についての時効中断事由とはならず（最高裁判所昭和43年6月27日第一小法廷判決・民集22巻6号1379頁参照）、延滞金に係る催告・承認はされていないことから、延滞金は時効により消滅していると主張している。

しかしながら、そこで参照されている最高裁判決は、昭和24年当時の法令に基づく判断に関するものであるところ、昭和38年に地方税法

の一部を改正する法律（昭和38年法律第80号）が定められ、同法において新たに追加された地方税法第18条の2第4項（現行の同条第5項）は、本税についての時効中断があれば、延滞金についても時効中断する旨を規定している。

したがって、審査請求人の上記主張は、その前提において失当である。

## 5 結論

上記で検討したもののほか、審査請求人の主張からは、本件納期限当時において、審査請求人が本税を納付しなかったことについて、浦安市税条例施行規則第6条各号のいずれかに該当するとは認められず、したがって、地方税法第326条第4項の「やむを得ない理由」があるとは認められない。

以上から、本件審査請求は、棄却されるべきである。

以 上

浦安市行政不服審査会

委員 下 井 康 史

委員 永 治 衣 理

委員 大 塚 啓 高